

## 救急セーフティーステーション標章の交付に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置し、かつ、適切な応急手当を実施することができると思われる事業所等（法人その他の団体の事業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）に対する救急セーフティーステーション標章（様式第1号）及び別に定める携帯できる標章（以下これらを「標章」と総称する。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (標章の交付申請)

第2条 標章の交付を受けようとする事業所等の代表者は、救急セーフティーステーション標章交付（更新）申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）及び有資格者詳細書（様式第3号）、同継続用紙（様式第3号の2）に必要な書類を添えて消防局長に申請しなければならない。

### (交付要件)

第3条 消防局長は、前条の規定による申請があったときは、当該事業所等が次に掲げるすべての要件（以下「交付要件」という。）を満たしているかどうかを審査するものとする。

- (1) AEDを1台以上設置するとともに、当該AEDを適正に維持管理していること。
- (2) 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日消防救第41号消防庁次長通知）に定める応急手当指導員講習、応急手当普及員講習、上級救命講習、普通救命講習Ⅰ、普通救命講習Ⅱ又は普通救命講習Ⅲ（以下「救命講習」という。）のいずれかを修了し、その証（有効期限内にあるものに限る。）を所持している者並びに消防長が応急手当指導員講習等の修了者と同等の知識及び技術を有すると認める者（以下「有資格者」という。）が、従業員等（パート・アルバイト等も含む。以下同じ。）の総数の20%以上いること。
- (3) 営業時間又は公開時間中の緊急時において、確実にAEDを活用した応急手当を行うことができるよう、誰にでもAEDを速やかに提供できるとともに、AED使用後は事業所等の責任において整備することができる体制にあること。また、有資格者を含む従業員等を対象とする救命講習を3年に1回以上実施することができる体制にあること。
- (4) 市の広報誌及びホームページ等で公開することについて、同意していること。
- (5) 前各号までの要件を満たし、標章を交付されたときに、その標章を当該事業所等の出入口又はAEDの設置場所付近等の周囲から見えやすい場所に掲示できること。また、別に定める携帯できる標章を交付されたときは、その標章を有資格者に携帯・掲示させることができること。

### (標章等の交付)

第4条 消防局長は、前条の規定による審査の結果、当該事業所等が交付要件を満たし、交付することが適当であると認めたときは、救急セーフティーステーション標章交付証（様式第4号。以下「交付証」という。）及び標章を交付するものとする。

2 消防局長は、前項の規定により交付証及び標章を交付したときは、速やかに救急

セーフティーステーション標章交付台帳（様式第5号。以下「台帳」という。）に必要事項を記載しなければならない。

（有効期間）

第5条 標章の有効期間は、交付の日から3年間とする。

2 救急セーフティーステーションの代表者は、前項の有効期間の延長を申請することができる。この場合において、その手続及び更新の要件については、第2条及び第3条の規定を準用する。

3 消防局長は、前項の規定により申請書が提出された場合において、当該申請が更新の要件に適合し、更新することが適当であると認めたときは、標章の有効期間を3年間延長するものとし、交付証及び別に定める更新の証を交付するものとする。この場合においては、第4条第2項の規定を準用する。

（廃止等に関する届出）

第6条 救急セーフティーステーションの代表者等は、事業等を廃止し、休止し、若しくは休止後に再開したとき、又は申請書の内容に変更があったときは、速やかに救急セーフティーステーション（廃止・休止（再開）・変更）に関する届出書（様式第6号）により消防局長に届け出なければならない。

2 消防局長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに台帳の記載を修正し、又は削除するものとする。

（交付の取消）

第7条 消防局長は、救急セーフティーステーションが次の各号のいずれかに該当するときは、当該救急セーフティーステーションの代表者に直ちに交付証及び標章を返還させるものとする。

（1）交付基準を満たさなくなったとき。

（2）偽りその他不正な手段により標章の交付を受けたとき。

（3）その他標章を交付することが適当でないと消防局長が認めたとき。

2 消防局長は、前項の規定により交付証及び標章を返還させたときは、当該返還をさせた事業所等に係る台帳の記載を削除するものとする。

（所掌）

第8条 この要綱に関する事務は、消防局救急救命課において所掌する。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

救急セーフティーステーション標章



救急セーフティーステーション標章交付（更新）申請書

年 月 日	
（あて先） 藤沢市消防局長  申請者 住 所  氏 名	
救急セーフティーステーション標章の交付に関する要綱第2条の規定に基づき、救急セーフティーステーション標章の（交付・更新）を希望しますので、次のとおり申請します。 なお、網掛けの欄に記載した情報を公開することについて、同意します。	
事業所名	
代表者名	
所在地	藤沢市
AEDの種類・数	メーカー名・型番： 台 数：
AED設置場所	1台目：
	2台目：
	3台目：
	4台目：
営業時間 公開時間	： ～ ：
標章の掲示場所 （予定）	
担当者 連絡先 緊急連絡先 メールアドレス	職名： 氏名： （電話： — — ） （電話： — — ） （E-Mail： @ ）
備 考	標章希望数 枚

※AED設置場所を明示した平面図及びAED設置状況の写真を添付してください。  
 また、AEDを5台以上設置している場合は、任意の様式で追加してください。

有 資 格 者 詳 細 書

事業所名			収容人員等	従業員数		
			人	人		
応急手当指導員講習修了者数	人		応急手当普及員講習修了者数	人		
上級救命講習修了者数	人		普通救命講習Ⅰ修了者数	人		
普通救命講習Ⅱ修了者数	人		普通救命講習Ⅲ修了者数	人		
その他の講習等修了者数	人		合 計	人		
有資格者（救命講習受講者） 名簿	氏 名	講習の種類	受講年月日	修了証番号	再講習年月日	受講市町村
備 考						

※講習の種類欄には、指導員、普及員、上級、普通Ⅰ、普通Ⅱ、普通Ⅲ、その他の略称を使用してください。  
 ※書ききれない場合は、継続用紙に記入してください。

事業所名							
有資格者（救命講習受講者）名簿	氏名	講習の種類	受講年月日	修了証番号	再講習年月日	受講市町村	
	備考						

※講習の種類欄には、指導員、普及員、上級、普通Ⅰ、普通Ⅱ、普通Ⅲ、その他の略称を使用してください。

### 救急セーフティーステーション標章交付証

年 月 日	
様	
藤沢市消防局長 印	
<p>年 月 日付で申請のありました次の事業所等については、救急セーフティーステーション標章の交付に関する要綱第3条に定める交付要件を満たしていると認めますので、同要綱第4条の規定に基づき、本証及び救急セーフティーステーション標章を交付します。</p> <p>なお、有効期間は、交付の日から3年間とします。</p>	
事業所名	
代表者名	
所在地	藤沢市
AEDの種類・数	メーカー名・型番： 台 数：
AED設置場所	1台目：
	2台目：
	3台目：
	4台目：
営業時間 公開時間	： ～ ：
交付番号	第 号
標章交付枚数	枚
備 考	







